

政治資金についてはその収支が公表されます。

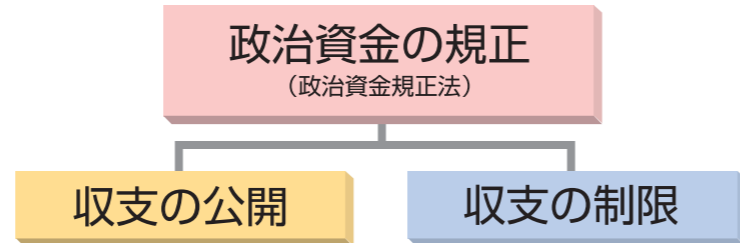
政治団体の政治資金について、毎年1回、前年の収入及び支出の状況が報告され、県公報、官報等により公表されます。また、収支の報告書を閲覧することもできます。

政治団体(政党や後援団体等)への寄附については制限があります。

個人が寄附をする場合には、一つの政治団体への寄附をすることができる額の制限(個別制限)や、年間に寄附をすることができる総額の制限(総枠制限)があります。

また、会社・労働組合等は、総枠の範囲内で政党に対してする寄附以外は禁止されています。

後援団体等
政治団体の
政治資金の収支は
一定の制限が
あります。



ここでちょっとひと休み

選挙こぼれ話



得票数が同数になった。さて・・・。

スポーツで試合が同点の場合、例えばサッカーならPK戦、野球なら延長戦、引き分け、再試合などとなりますが、選挙の場合は、得票数が並んだら、抽せんで当落を決定。選挙会において選挙長がクジを引き、当選者を決めます。

投票所が、どんどん身近に。

近年、投票所は、市区町の施設や学校、公民館などのほか、ショッピングセンター内や駅周辺など、立ち寄るのに便利な場所に置かれるようになってきました。

また、平成28年(2016年)の参議院議員選挙から、選挙権のない満18歳未満の人でも、家族などと一緒に投票所に入ることが認められるようになりました。

中学生の皆さんも、投票する家族と一緒に投票所を見学してはいかがでしょうか。

(注)他人の投票用紙をのぞき見たり、歩き回ったり騒いだりしてはいけません。また混雑する場合などは入場をお断りすることがあります。



投票用紙には、あなたの住所・氏名を書き実印を押す・・・?

明治23年に行われた第一回総選挙では、投票用紙に投票者の住所・氏名を書き、しかも実印を押さなければならなかったのです。これでは誰が誰に投票したか、すぐわかってしまい、投票の自由とはほど遠いものでした。

(参考文献 自由国民社刊「読める年表」より)

